

2010年4月15日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail:meiken@jris.com.cnURL:<http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話:021-5054-1677 fax:021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

一段と外資利用工作を行うことに関する若干意見

2010年4月6日付で《国务院：一段と外資利用工作を行うことに関する若干意見》¹（以下、《若干意見》という）が公布されました。昨年12月30日に開催された国务院常务会议で取り上げられたものが文章となって発表されたものです。以下に、外商投資に関係する主な部分をピックアップしてご紹介いたします。なお、《若干意見》は国务院が公布したものであり、その内容は政策の精神の部分であるといえ、各々に関する操作に関しては別途公布されていくものと思われま

1. 外商投資産業指導目録の改正

（1）改正内容

前回の改正は2007年になります。既にか、このたびの改正のポイントは次のとおりになります。

- ・ 開放分野の拡大
- ・ 外資のハイエンド製造業、ハイテク産業、現代サービス業、新エネルギーと省エネ環境保護産業への投資の奨励
- ・ 「両高一資」²と低レベル、過剰生産能力拡張類プロジェクトの制限

（2）外資への土地使用権の優先供給

また、用地を集約する国家奨励類外商投資プロジェクトに対して優先的に土地を供給することと、土地の払下げ金額を確定するときに、《全国工業用地払下げ最低価格

¹ 国発[2010]9号

² 高エネルギー消費、高汚染、資源性のプロジェクトのことを指します。

標準》の70%を最低標準として執行することとします。

(3) 研究開発センターに対する優遇

2010年12月31日までの期間限定ではありますが、外資研究開発センターが輸入する科学技術開発用品の輸入関税及び輸入環節増値税、消費税の徴収を免除します。

2. 中西部地区への誘導

(1) 労働集約型産業の中西部シフト

《外商投資産業指導目録》改正状況に基づいて、《中西部地区外商投資優勢産業目録》も改正しますが、この中で労働集約型プロジェクトに関する内容を追加します。これを通じて、外資により中西部地区において環境保護要求に符合する労働集約型産業を発展させることを奨励します。

(2) 企業所得税優遇

条件に符合する西部地区内の外資企業に継続して企業所得税優遇政策を実行することで、外資による投資を促します。

(3) 中西部への移転に対する便宜

東部地区の外資企業が中西部地区に移転することに関する手続き面に便宜を図るとしております。

しかしながら、実務的には税務所轄を跨っての移転はきわめて煩雑な手続きを要します。特に地元への納税貢献が大きければ大きいほどその傾向が見られますので、果たしてこの精神がどこまでいきわたるのかは現在のところ判断しづらい状況にあるといえます。

3. 投資手法

(1) M&A

外資が資本参加、M&A等の方式で国内企業の組織改正と合併再編を行うことを奨励すること、外資の国内証券投資と企業M&Aを規範化すること、独占禁止・安全審査に関する制度の構築の加速といったように、M&Aに関しての規範化、要するに政策面も含めた環境整備を行っていきます。

(2) 戦略投資³

A株上場会社が国内外の戦略投資者を引き入れることを支持します。なお、戦略投資に関しては既に2005年12月に《外国投資者の上場企業に対する戦略投資管理弁法》が公布されておりますので、これを緩和したものが公布されるのではないかと考えられます。

(3) ベンチャー投資・投資ファンド

外商投資がベンチャー投資企業を設立することを奨励します。また、積極的にプライベートエクイティ投資ファンドを利用できるようにするとしており、投資行為を行いやすい環境を整えていきます。

(4) 株式・債券マーケット

外商投資企業が国内で株券を公開発行すること、企業債及びミディアムタームノートを発行することを支持するとしております。また、国内で人民元債券を発行する国外主体の範囲の拡大を着実に拡大するとされております。要するに中国国内での資金調達スキームを完備していくものとしており、企業からすると資金調達の手法が増加し、特に人民元での調達というものが今後クローズアップされているものと思われま

4. 地方への審査批准権限の拡大

総投資（増資を含む）が3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトについて、その審査権限が地方に委譲されます。従来の1億米ドルと比べるとかなり緩和度合いの高いものであるといえます。また、サービス分野⁴の外商投資企業の設立についても地方政府が審査批准することになります。なお、制限類プロジェクトの地方審査権限は変更されておらず、従来どおり5000万米ドルになります。

5. 資本金に関する緩和策

(1) 人民元転

外商投資企業の外貨資本金の人民元転手続きを簡略化することが《若干意見》で言及されております。詳細は別途公布されるものと思われま

³ 【2006年第2号】外国投資者の上場企業に対する戦略投資管理弁法をご参照ください（こちらをクリックするとご覧いただけます）。

⁴ 金融と電信サービスは対象外です。

(2) 出資期限の緩和

一般的に外商投資企業の新規設立における出資期限は分割の場合1回目が3ヶ月以内に15%以上、残りを2年以内に払い込むとされておりますが、資金繰りの都合上期限どおりに出資できない場合、出資期限の延長が認められます。なお、この政策については南京市、山東省、福建省、上海市といったところで既に行われております。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。